

第 1 0 8 号議案

会館施設等の使用料及び手数料の見直しに伴う教育委員会関係条例の整備に関する条例の制定について

会館施設等の使用料及び手数料の見直しに伴う教育委員会関係条例の整備に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

会館施設等の使用料及び手数料の見直しに伴う教育委員会関係条例の整備に関する条例

(豊川市体育施設条例の一部改正)

第 1 条 豊川市体育施設条例（昭和 3 2 年豊川市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(利用時間) 第 4 条 体育施設の利用時間は、次の各号に掲げる体育施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを臨時に変更することができる。 (1)～(3) (略) (4) 豊川市スポーツ公園野球場及び豊川市スポーツ公園ソフトボール場 午前 6 時から午後 5 時 <u>(5 月 1 日から 8 月 3 1 日までの間は、午後 7 時)</u> まで (5) 豊川市スポーツ公園サッカー場 午前 9 時から午後 5 時 <u>(5 月 1 日から 8 月 3 1 日までの間は、午後 7 時)</u> まで (6)～(8) (略)	(利用時間) 第 4 条 体育施設の利用時間は、次の各号に掲げる体育施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを臨時に変更することができる。 (1)～(3) (略) (4) 豊川市スポーツ公園野球場及び豊川市スポーツ公園ソフトボール場 午前 6 時から午後 5 時 _____ まで (5) 豊川市スポーツ公園サッカー場 午前 9 時から午後 5 時 _____ まで (6)～(8) (略)

改正後							改正前						
別表第1 施設利用料金の限度額（第12条関係）							別表第1 施設利用料金の限度額（第12条関係）						
ア 専用利用							ア 専用利用						
施設の名称		早朝	午前	午後	夜間	午前・午後	施設の名称		早朝	午前	午後	夜間	午前・午後
		午前6時から午前9時まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで			午前6時から午前9時まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで
豊川市陸上競技場	競技場		3,020円	4,030円	3,020円	7,050円	豊川市陸上競技場	競技場		2,520円	3,360円	2,520円	5,880円
	談話室		1,130円	1,510円		2,640円		談話室		940円	1,260円		2,200円
豊川市豊川公園野球場	野球場	1,200円	1,200円	1,620円	1,200円	2,820円	豊川市豊川公園野球場	野球場	1,090円	1,090円	1,470円	1,090円	2,560円
	ミーティング室	920円	920円	1,230円	920円	2,150円		ミーティング室	840円	840円	1,120円	840円	1,960円
	役員室	920円	920円	1,230円	920円	2,150円		役員室	840円	840円	1,120円	840円	1,960円
豊川市スポーツ公園野球場		1,190円	1,190円	1,580円		2,770円	豊川市スポーツ公園野球場		990円	990円	1,320円		2,310円
豊川市スポーツ公園サッカー場			9,040円	12,050円		21,090円	豊川市スポーツ公園サッカー場			7,530円	10,040円		17,570円
豊川市スポーツ公園ソフトボール場		1,150円	1,150円	1,540円		2,690円	豊川市スポーツ公園ソフトボール場		960円	960円	1,280円		2,240円
備考（略）							備考（略）						
イ 個人利用							イ 個人利用						
施設の名称		利用者の区分		利用料金の限度額			施設の名称		利用者の区分		利用料金の限度額		
		小学生、中学生又は高校生		1回につき	60円				小学生、中学生又は高校生		1回につき	50円	
				1月定期券	620円						1月定期券	520円	
				6月定期券	2,520円						6月定期券	2,100円	

豊川市陸上競技場	競技場	一般	1回につき	<u>120円</u>
			1月定期券	<u>1,260円</u>
			6月定期券	<u>5,040円</u>
		65歳以上	1回につき	<u>60円</u>
			1月定期券	<u>620円</u>
			6月定期券	<u>2,520円</u>

備考（略）

別表第1の3（第12条関係）

施設の名称	単位	利用料金の限度額
豊川市東上野球場	午前6時から午後7時まで 1時間につき	<u>290円</u>
豊川市足山田野球場	午前6時から午後7時まで 1時間につき	<u>190円</u>
豊川市上長山庭球場	午前9時から午後10時まで コート1面1時間につき	<u>200円</u>
豊川市小坂井庭球場	午前9時から午後6時まで コート1面1時間につき	<u>240円</u>

備考（略）

別表第2 附属設備利用料金の限度額（第12条関係）

施設の名称	設備の名称	利用料金の限度額
豊川市陸上競技場	放送設備一式	1回につき <u>1,510円</u>
	照明設備	専用利用30分につき <u>680円</u>
	(略)	
	写真判定装置	1回につき <u>3,780円</u>
豊川市豊川公園野球場	放送設備一式	1回につき <u>1,230円</u>
	(略)	
豊川市弘法山公園野球場	照明設備	30分につき <u>1,780円</u>

豊川市陸上競技場	競技場	一般	1回につき	<u>100円</u>
			1月定期券	<u>1,050円</u>
			6月定期券	<u>4,200円</u>
		65歳以上	1回につき	<u>50円</u>
			1月定期券	<u>520円</u>
			6月定期券	<u>2,100円</u>

備考（略）

別表第1の3（第12条関係）

施設の名称	単位	利用料金の限度額
豊川市東上野球場	午前6時から午後7時まで 1時間につき	<u>260円</u>
豊川市足山田野球場	午前6時から午後7時まで 1時間につき	<u>160円</u>
豊川市上長山庭球場	午前9時から午後10時まで コート1面1時間につき	<u>180円</u>
豊川市小坂井庭球場	午前9時から午後6時まで コート1面1時間につき	<u>220円</u>

備考（略）

別表第2 附属設備利用料金の限度額（第12条関係）

施設の名称	設備の名称	利用料金の限度額
豊川市陸上競技場	放送設備一式	1回につき <u>1,260円</u>
	照明設備	専用利用30分につき <u>570円</u>
	(略)	
	写真判定装置	1回につき <u>3,150円</u>
豊川市豊川公園野球場	放送設備一式	1回につき <u>1,120円</u>
	(略)	
豊川市弘法山公園野球場	照明設備	30分につき <u>1,650円</u>

豊川市本野原第一公園 広場		照明設備	30分につき	<u>1,850円</u>
(略)				
豊川市 上長山 庭球場	コート	照明設備	1時間につき	<u>470円</u>
	多目的広場	照明設備	1時間につき	<u>110円</u>
備考 (略)				

豊川市本野原第一公園 広場		照明設備	30分につき	<u>1,680円</u>
(略)				
豊川市 上長山 庭球場	コート	照明設備	1時間につき	<u>430円</u>
	多目的広場	照明設備	1時間につき	<u>100円</u>
備考 (略)				

(豊川市プール施設条例の一部改正)

第2条 豊川市プール施設条例（昭和42年豊川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第1 利用料金の限度額（第12条関係）				別表第1 利用料金の限度額（第12条関係）			
利用者の 区分	利用料金の限度額			利用者の 区分	利用料金の限度額		
	午前	午後	夜間		午前	午後	夜間
小学校2年生以下	<u>120円</u>	<u>120円</u>	<u>120円</u>	小学校2年生以下	<u>100円</u>	<u>100円</u>	<u>100円</u>
小学校3年生以上中学生以下	<u>370円</u>	<u>370円</u>	<u>370円</u>	小学校3年生以上中学生以下	<u>310円</u>	<u>310円</u>	<u>310円</u>
一般	<u>620円</u>	<u>620円</u>	<u>620円</u>	一般	<u>520円</u>	<u>520円</u>	<u>520円</u>
65歳以上	<u>370円</u>	<u>370円</u>	<u>370円</u>	65歳以上	<u>310円</u>	<u>310円</u>	<u>310円</u>
備考				備考			
1 (略)				1 (略)			
2 小学校3年生以上中学生以下又は一般の利用者が、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者で、次に掲げる手帳のうちいずれかの交付を受けたものである場合は、当該利用者の利用料金は、この表に規定する利用料金の額から <u>250円</u> を減じた額とする。				2 小学校3年生以上中学生以下又は一般の利用者が、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者で、次に掲げる手帳のうちいずれかの交付を受けたものである場合は、当該利用者の利用料金は、この表に規定する利用料金の額から <u>210円</u> を減じた額とする。			
(1)～(3) (略)				(1)～(3) (略)			
3 65歳以上の利用者又は前項に規定する手帳の交付を受けた利用者がプール施設を利用する際に介護等を行う者として指定管理者が必要と認めたものの当該介護等を行うときの一般の利用者の利用料金は、この表に規定する利用料金の額から <u>250円</u> を減じた額とする。				3 65歳以上の利用者又は前項に規定する手帳の交付を受けた利用者がプール施設を利用する際に介護等を行う者として指定管理者が必要と認めたものの当該介護等を行うときの一般の利用者の利用料金は、この表に規定する利用料金の額から <u>210円</u> を減じた額とする。			

(豊川市一宮体育センター条例の一部改正)

第3条 豊川市一宮体育センター条例（平成17年豊川市条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表 施設利用料金の限度額（第12条関係）	別表 施設利用料金の限度額（第12条関係）

単位	利用料金の限度額
1時間につき	<u>480円</u>
備考（略）	

単位	利用料金の限度額
1時間につき	<u>440円</u>
備考（略）	

（豊川市音羽運動公園条例の一部改正）

第4条 豊川市音羽運動公園条例（平成19年豊川市条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1 施設利用料金の限度額（第12条関係）		別表第1 施設利用料金の限度額（第12条関係）	
施設の名称	利用料金の限度額	施設の名称	利用料金の限度額
多目的広場	1時間につき <u>1,160円</u>	多目的広場	1時間につき <u>1,050円</u>
庭球場	コート1面1時間につき <u>340円</u>	庭球場	コート1面1時間につき <u>310円</u>
弓道場	1時間につき <u>230円</u>	弓道場	1時間につき <u>210円</u>
会議室	1時間につき <u>230円</u>	会議室	1時間につき <u>210円</u>
キャンプ場	1人1回につき <u>110円</u>	キャンプ場	1人1回につき <u>100円</u>
備考（略）		備考（略）	

（豊川市御津体育施設条例の一部改正）

第5条 豊川市御津体育施設条例（平成19年豊川市条例第63号）の一部を次のように改正する。

改正後								改正前							
別表第1 施設利用料金の限度額（第12条関係）								別表第1 施設利用料金の限度額（第12条関係）							
ア 専用利用								ア 専用利用							
基本利用区分 施設 の名称								基本利用区分 施設 の名称							
	午前 9 時から 午前11 時まで	午前11 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午後 9 時30分 まで			午前 9 時から 午前11 時まで	午前11 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午後 9 時30分 まで	
豊川市御津	第1アリーナ	<u>1,850円</u>	<u>1,850円</u>	<u>1,850円</u>	<u>1,850円</u>	<u>1,850円</u>	<u>2,300円</u>	豊川市御津	第1アリーナ	<u>1,540円</u>	<u>1,540円</u>	<u>1,540円</u>	<u>1,540円</u>	<u>1,540円</u>	<u>1,920円</u>
	第2アリーナ	<u>790円</u>	<u>790円</u>	<u>790円</u>	<u>790円</u>	<u>790円</u>	<u>980円</u>		第2アリーナ	<u>660円</u>	<u>660円</u>	<u>660円</u>	<u>660円</u>	<u>660円</u>	<u>820円</u>
	本部放送室	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>320円</u>		本部放送室	<u>220円</u>	<u>220円</u>	<u>220円</u>	<u>220円</u>	<u>220円</u>	<u>270円</u>
	弓道	<u>530円</u>	<u>530円</u>	<u>530円</u>	<u>530円</u>	<u>530円</u>	<u>660円</u>		弓道	<u>440円</u>	<u>440円</u>	<u>440円</u>	<u>440円</u>	<u>440円</u>	<u>550円</u>

体 育 館	場						
	多 目 的 ル ー ム	<u>530円</u>	<u>530円</u>	<u>530円</u>	<u>530円</u>	<u>530円</u>	<u>660円</u>
	第 1 会 議 室	1時間につき					<u>190円</u>
	第 2 会 議 室	1時間につき					<u>120円</u>
豊川市 御津庭 球場		コート1面1時間につき				<u>260円</u>	—

備考（略）

イ 個人利用

施設の名称		利用料金の限度額	
豊川市御津体育館	弓道場	1回につき	<u>120円</u>

別表第2 附属設備利用料金の限度額（第12条関係）

区分	設備の名称	利用金額の限度額	
		300ルクスまで	1時間につき <u>1,450円</u>
		300ルクスを超え	1時間につき

体 育 館	場						
	多 目 的 ル ー ム	<u>440円</u>	<u>440円</u>	<u>440円</u>	<u>440円</u>	<u>440円</u>	<u>550円</u>
	第 1 会 議 室	1時間につき					<u>160円</u>
	第 2 会 議 室	1時間につき					<u>100円</u>
豊川市 御津庭 球場		コート1面1時間につき				<u>220円</u>	—

備考（略）

イ 個人利用

施設の名称		利用料金の限度額	
豊川市御津体育館	弓道場	1回につき	<u>100円</u>

別表第2 附属設備利用料金の限度額（第12条関係）

区分	設備の名称	利用金額の限度額	
		300ルクスまで	1時間につき <u>1,210円</u>
		300ルクスを超え	1時間につき

第1アリーナ	照明設備	500ルクスまで	<u>1,980円</u>
		500ルクスを超え 800ルクスまで	1時間につき <u>2,240円</u>
		800ルクスを超え 1,000ルクスまで	1時間につき <u>3,180円</u>
第2アリーナ	照明設備	300ルクスまで	1時間につき <u>260円</u>
		300ルクスを超え 500ルクスまで	1時間につき <u>380円</u>
	ステージ	別表第1アの表に定める基本利用区分ごとにつき <u>3,970円</u>	
	ステージ放送設備	別表第1アの表に定める基本利用区分ごとにつき <u>790円</u>	
本部放送室	照明設備	1時間につき	<u>60円</u>
	冷暖房設備	1時間につき	<u>190円</u>
	放送設備	別表第1アの表に定める基本利用区分ごとにつき <u>1,060円</u>	
弓道場	照明設備 (個人利用を除く。)	1時間につき	<u>120円</u>
多目的ルーム	照明設備	1時間につき	<u>120円</u>
	冷暖房設備	1時間につき	<u>170円</u>
第1会議室	冷暖房設備	1時間につき	<u>260円</u>
第2会議室	冷暖房設備	1時間につき	<u>190円</u>
(略)			

備考 (略)

第1アリーナ	照明設備	500ルクスまで	<u>1,650円</u>
		500ルクスを超え 800ルクスまで	1時間につき <u>1,870円</u>
		800ルクスを超え 1,000ルクスまで	1時間につき <u>2,650円</u>
第2アリーナ	照明設備	300ルクスまで	1時間につき <u>220円</u>
		300ルクスを超え 500ルクスまで	1時間につき <u>320円</u>
	ステージ	別表第1アの表に定める基本利用区分ごとにつき <u>3,310円</u>	
	ステージ放送設備	別表第1アの表に定める基本利用区分ごとにつき <u>660円</u>	
本部放送室	照明設備	1時間につき	<u>50円</u>
	冷暖房設備	1時間につき	<u>160円</u>
	放送設備	別表第1アの表に定める基本利用区分ごとにつき <u>880円</u>	
弓道場	照明設備 (個人利用を除く。)	1時間につき	<u>100円</u>
多目的ルーム	照明設備	1時間につき	<u>100円</u>
	冷暖房設備	1時間につき	<u>140円</u>
第1会議室	冷暖房設備	1時間につき	<u>220円</u>
第2会議室	冷暖房設備	1時間につき	<u>160円</u>
(略)			

備考 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例（以下「新条例」という。）の利用料金に関する規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にそれぞれの施設を利用する者について適用し、施行日前にそれぞれの施設を利用する者については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定によるそれぞれの施設の利用料金の徴収及び指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

理 由

この案を提出するのは、会館施設等の使用料及び手数料の見直しに伴い、利用者負担の適正化を図るため教育委員会が所管する施設の利用料金の限度額を改定するとともに、利用者の利便の向上を図るため一部の施設の利用時間を延長する必要があるからである。